



島根県報

令和3年12月17日（金）

第 270 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

県行治水造林条例施行規則の一部を改正する規則	（林 業 課）	2
島根県立中海水中貯木場条例施行規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	3
島根県立ふるさとの森条例施行規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	3
職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則	（雇 用 政 策 課）	4
訓練手当支給規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	4
島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	5

【告 示】

物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱の一部改正	（総務事務センター）	5
令和3年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	（農 畜 産 課）	6
種畜証明書の書換交付	（ 〃 ）	6
島根県分収造林指導規程の一部改正	（林 業 課）	6
島根県中山間地域研究センター種苗配付規程の一部改正	（ 〃 ）	7
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	7
解除予定保安林	（ 〃 ）	8
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	8
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中 小 企 業 課）	8

【公 告】

公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	10
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	（都 市 計 画 課）	10
都市計画事業変更の認可（2件）	（下 水 道 推 進 課）	10

【特定調達公告】

排水ポンプ車調達に係る一般競争入札の実施	（河 川 課）	11
浜田水産高等学校レーザー加工機の調達に係る一般競争入札の落札者等	（教 育 施 設 課）	14

【正 誤】

平成30年6月5日付け島根県報号外第82号中	（道 路 維 持 課）	15
平成30年11月2日付け島根県報号外第135号中	（ 〃 ）	15
平成31年1月29日付け島根県報号外第5号中	（ 〃 ）	15

公布された条例等のあらまし

◇県行治水造林条例施行規則の一部を改正する規則（規則第163号）

- 1 規則の概要
行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第4号関係）
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇島根県立中海水中貯木場条例施行規則の一部を改正する規則（規則第164号）

- 1 規則の概要
行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第3号—様式第5号関係）
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇島根県立ふるさとの森条例施行規則の一部を改正する規則（規則第165号）

- 1 規則の概要
行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第3号—様式第5号関係）
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則（規則第166号）

- 1 規則の概要
行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第2号・様式第6号・様式第8号—様式第14号関係）
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇訓練手当支給規則の一部を改正する規則（規則第167号）

- 1 規則の概要
行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第3号・様式第4号関係）
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則（規則第168号）

- 1 規則の概要
行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第2号・様式第3号関係）
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

規 則

県行治水造林条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月17日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第163号

県行治水造林条例施行規則の一部を改正する規則

県行治水造林条例施行規則（昭和35年島根県規則第145号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の県行治水造林条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替いて使用することができる。

島根県立中海水中貯木場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月17日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第164号

島根県立中海水中貯木場条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立中海水中貯木場条例施行規則（昭和53年島根県規則第42号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号から様式第5号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の島根県立中海水中貯木場条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替いて使用することができる。

島根県立ふるさとの森条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月17日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第165号

島根県立ふるさとの森条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立ふるさとの森条例施行規則（平成5年島根県規則第49号）の一部を次のように改正する。

様式第3号から様式第5号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の島根県立ふるさとの森条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替いて使用することができる。

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月17日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第166号

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

職場適応訓練委託規則（昭和42年島根県規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「(㊟)」を削り、同様式の注を次のように改める。

(注) ※印欄は記入しないでください。

様式第2号中「(㊟)」を削り、同様式の注を次のように改める。

(注) ※印欄は公共職業安定所長が記入します。

様式第6号中「(㊟)」を削り、同様式の注を削る。

様式第8号中「(㊟)」を削り、同様式の注を削る。

様式第9号中「(㊟)」を削り、同様式の注を削る。

様式第10号中「(㊟)」を削り、同様式の注を次のように改める。

(注) ※印欄は記入しないでください。

様式第11号中「(㊟)」を削り、同様式の注を次のように改める。

(注) ※印欄は記入しないでください。

様式第12号中「(㊟)」を削り、同様式の注を削る。

様式第13号中「(㊟)」を削り、同様式の注を削る。

様式第14号中「(㊟)」を削り、同様式の注を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の職場適応訓練委託規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月17日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第167号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和42年島根県規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（その1）及び（その2）、様式第3号並びに様式第4号中「(㊟)」及び「(記名押印又は署名)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の訓練手当支給規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち

取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月17日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第168号

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則

島根県立高等技術校規則（昭和45年島根県規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号中「㊟」及び「署名は、」を削り、「連署」を「連名」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の島根県立高等技術校規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第737号

物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月17日

島根県知事 丸 山 達 也

「

様式第1号中		実印	使用印	を
	（フリガナ）			

」

「

（フリガナ）		

」に改め、同様式注1及び注

- 2を削る。

「

様式第2号中		実印	を
	（フリガナ）		

」

(フリガナ)

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱の規定により作成した用紙でこの告示の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県告示第738号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による令和3年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和3年12月17日

島根県知事 丸 山 達 也

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
11343050097	茂華松（全和黒原6089）	肉用牛 黒毛和種	1級

島根県告示第739号

家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条に規定する種畜証明書の書換交付をしたので、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年12月17日

島根県知事 丸 山 達 也

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	書換交付の事由
11370946547	貴幸国（全和黒15752）	肉用牛 黒毛和種	種畜の名前の変更 種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更

島根県告示第740号

島根県分収造林指導規程（昭和34年島根県告示第220号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月17日

島根県知事 丸 山 達 也

第2条中「別紙様式第1」を「様式第1号」に改める。

第3条第2項中「別紙様式第2」を「様式第2号」に改める。

第4条中「別紙様式3」を「様式第3号」に改める。

第5条第2項中「別紙様式第4」を「様式第4号」に、「要すれば」を「必要があると認めるときは、」に改める。

第10条中「別紙様式5」を「様式第5号」に、「別紙様式6」を「様式第6号」に改める。

第16条中「第15条」を「前条」に改める。

様式1を様式第1号とする。

様式2中「氏 名 印」を「氏 名」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式3を様式第3号とする。

様式4を様式第4号とする。

様式5を様式第5号とする。

様式6を様式第6号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年12月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の島根県分収造林指導規程の規定により作成した用紙でこの告示の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県告示第741号

島根県中山間地域研究センター種苗配付規程（平成30年島根県告示第74号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月17日

島根県知事 丸 山 達 也

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年12月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の島根県中山間地域研究センター種苗配付規程の規定により作成した用紙でこの告示の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県告示第742号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年12月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
安来市広瀬町広瀬2481-2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第743号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年12月17日

島根県知事 丸山達也

1 解除予定保安林の所在場所

江津市嘉久志町2371-8（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第744号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成29年島根県告示第638号による保険に付すべき義務は、令和3年11月30日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和3年12月17日

島根県知事 丸山達也

三隅町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第745号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年12月17日

島根県知事 丸山達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや東川津店 島根県松江市下東川津町字京田486番1外32筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史 島根県松江市雑賀町99番地

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史 島根県松江市雑賀町99番地
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年3月24日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,374.36平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の位置及び収容台数
207台（建物敷地内）
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
45台（建物北側及び南側）
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
16.33平方メートル（建物南側及び南西側）
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
17.10立方メートル（建物内南側）
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（開店時刻） 午前9時
（閉店時刻） 午後10時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3か所（建物敷地北側及び西側並びに南側）
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前2時から午後6時まで
- 2 届出年月日
令和3年12月7日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
 - (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
- (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年12月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量・水準測量）
- 2 作業期間
令和3年12月20日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域
松江市西浜佐陀町から同市下東川津町まで

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和3年12月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 土地区画整理組合の名称
安来市和田南土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成28年6月3日から令和8年3月31日まで
- 3 施行地区
安来市黒井田町の一部
- 4 事務所の所在地
安来市黒井田町630番地
- 5 設立認可の年月日
平成28年6月3日
- 6 変更認可の年月日
令和3年12月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画変更の認可の告示（令和3年中国地方整備局告示第128号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

令和3年12月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画事業の種類及び名称
松江圏都市計画及び広瀬都市計画下水道事業
宍道湖東部流域下水道

-
- 2 施行者の名称
島根県
 - 3 事務所の所在地
松江市竹矢町 宍道湖流域下水道事務所
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画変更の認可の告示（令和3年中国地方整備局告示第127号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

令和3年12月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画事業の種類及び名称
出雲都市計画及び宍道都市計画下水道事業
宍道湖西部流域下水道
- 2 施行者の名称
島根県
- 3 事務所の所在地
松江市竹矢町 宍道湖流域下水道事務所
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年12月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量
排水ポンプ車（30m³/min級、揚程10m） 1台
 - (2) 入札案件の仕様等
入札説明書のとおり
 - (3) 納入期限
-

令和5年2月8日（水）

(4) 納入場所

県央県土整備事務所管内で契約後に指定する場所

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承諾を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

なお、入札する金額には、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料金を含まないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「5車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部河川課水政グループ

電話 0852-22-5196 F A X 0852-22-5681

電子メール kasen@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和4年1月12日（水）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は、次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から令和4年1月12日（水）までの間

ただし、(2)のアの場所にあつては、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

ア 4の場所

イ 島根県ホームページ上 (https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_kasen/pompl.html)

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和4年1月12日（水）午後4時までに、島根県土木部河川課水政グループ（島根県松江市殿町8番地）宛に入札説明書に定める入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和4年1月26日（水）午前9時から同月27日（木）午後4時まで（同月26日午後5時から同月27日午前9時までを除く。）

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和4年1月27日（木）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和4年1月27日（木）正午までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年1月28日（金）午前10時

イ 場所

4の場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、天災地変その他やむを得ない事由が生じたとき、又は本件契約に係る令和3年11月補正予算の島根県議会議決が得られないときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

なお、入札を取りやめる場合はその理由とともに公告し、入札を延期する場合はその理由及び延期後の入札日とともに公告し、競争参加者に通知する。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行にあたって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県土木部河川課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : a Drainage pump truck

(2) Period for tender by electronic bidding : From 9:00 a.m. January 26, 2022 to 4:00 p.m. January 27, 2022

(3) Time limit for tender by bringing : 4:00 p.m. January 27, 2022

(Bids by post must be received by 12 noon on January 27, 2022)

(4) Contact point for the notice : River Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-5196

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年12月17日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

1 件名及び数量

浜田水産高等学校レーザー加工機 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

令和3年11月9日

4 落札者の氏名及び住所

協同組合島根県鐵工会 代表理事 児玉 泰州 島根県松江市西津田一丁目9番50号

5 落札金額

41,712,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和3年10月1日

正 誤

平成30年6月5日付け島根県報号外第82号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第410号 の表中	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 雲南市木次町里方10007 番1地先から同1370番 47地先まで </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 雲南市木次町里方1370 番59地先から同番47地 先まで </div>

平成30年11月2日付け島根県報号外第135号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	
3	島根県告示第701号 の表中	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 雲南市木次町里方10007番1地先から同 1370番46地先まで </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> メートル 227.00 </div>
		正	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 雲南市木次町里方1370番59地先から同 番47地先まで </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> メートル 188.00 </div>

平成31年1月29日付け島根県報号外第5号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第60号 の表中	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 雲南市木次町里方10007 番1地先から同1370番 59地先まで </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 雲南市木次町里方1370 番52地先から同番59地 先まで </div>